

令和8年6月1日から南郷13丁目駅周辺は 自転車・原付の放置禁止区域です。

自転車等の放置の防止に皆様のご協力をお願いします。

放置禁止区域では



自転車や原付1種(特定小型を含む)を放置*すると撤去の対象となります。

※放置とは駐輪場以外の場所に置かれ、かつ、利用者が自転車等から離れて直ちに移動することができない状態をいいます。

放置禁止区域図



放置自転車・原付に対する措置

放置禁止区域内に自転車・原付を放置した場合は「札幌市自転車等の放置の防止に関する条例」に基づき撤去し、市の保管場所に移動します。その後、所有者が判明したものは連絡しますが、2か月以内に返還できなかった自転車は処分します。

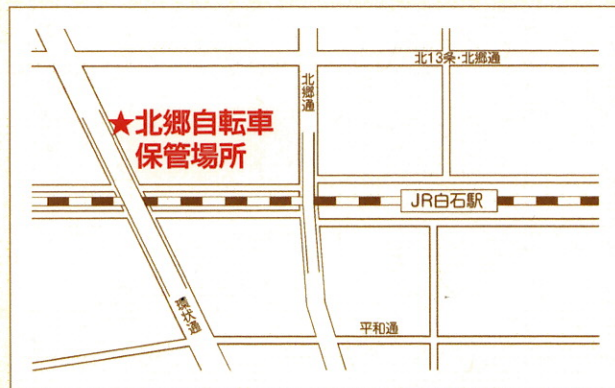
(撤去時にフェンス等につないでいるチェーン等は切断したうえ撤去します。なお、チェーン等の補償はいたしません。)

返還手続き

自転車・原付の鍵、身分証明書(運転免許証、学生証、マイナンバーカードなど)、鍵がない場合は所有を証明できるもの(防犯登録の控えなど)
返還費用は、自転車**3,000**円、原付**5,000**円。

返還日時・場所

- ★日時 毎週日曜日から金曜日(祝日除く)
10時から18時
12月～3月 毎週水・日曜日 10時から15時
- ★場所 白石区北郷1条1丁目(環状通こ線橋下)
☎ 011-873-4343



問い合わせ

- 北1東15自転車保管場所 ☎ 011-200-2323
建設局自転車対策担当課 ☎ 011-211-2456
白石区土木部維持管理課 ☎ 011-864-8125

ご存じですか

自転車法

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

第12条「自転車利用者の責務」

- 1 自転車利用者は、道路交通法等を守り、歩行者に危害を及ぼさないようにする等、自転車の安全な利用に努めること。
- 2 自転車利用者は、駐輪場以外の場所に自転車を放置しないよう努めること。
- 3 自転車利用者は、防犯登録を受けること。